

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 4 日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 26 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 29 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 18 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所福山支部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 419, 000 3, 535, 200	一括	890, 000	12, 706	4, 818
1	2, 164, 000				
2	2, 255, 000				



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 三原市館町二丁目 |
| | 地 番 | 508番43 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 558.75平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 三原市館町二丁目508番地43 |
| | 家屋 番号 | 508番43 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 39.79平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 6月12日

広島地方裁判所福山支部

裁判所書記官 河 合 明日香

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

・駐車場部分

駐車場として使用されている。使用者らの占有権原は買受人に対抗できない。

【物件番号2】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地（508番47）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 三原市館町二丁目 |
| | 地 番 | 5 0 8 番 4 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 5 5 8. 7 5平方メートル |
| | (現況) | |
| | 地 目 | 宅地・公衆用道路 |
| 2 | 所 在 | 三原市館町二丁目5 0 8 番地4 3 |
| | 家屋 番号 | 5 0 8 番 4 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 3 9. 7 9平方メートル |



令和 6年（ケ）第 45号

（物件1，2）

令和 7年 3 月17日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所福山支部

執 行 官 杉 原 弘 展

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 三原市館町二丁目

地 番 508番43

地 目 宅地

地 積 558.75平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1

2 所 在 三原市館町二丁目508番地43

家屋 番号 508番43

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき平家建

床 面 積 39.79平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 B 持分2分の1



不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	広島県三原市館町2丁目9番15号	
土 地	物件 1	
現 況 地 目	☒ 宅地(物件 1) ☒ 公衆用道路(物件 1) ☐ 雑種地(物件)	
形 状	☐ 公図(法 14 条 1 項地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地共有者ら ☒ 上記の者が本件土地に下記建物を共有して、占有している ☒ 上記の者が駐車場として賃貸し、賃借人が利用している。 ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建 物	物件 2	
種類・構造及び 床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類: ☐ 構 造: ☐ 床面積:	
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある 種 類: 構 造: 床面積:	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者ら ☒ 上記の者が本建物を 空 家 の状態で 占有している。 ☐ その他の者 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

物件1の土地は、物件2の建物の敷地及び青空駐車場として利用されている外、東側部分は公衆用道路（市道等）となっている。

物件2の建物の北側部分には雨漏りがあり、ガラス扉も割れていた。

本報告書に添付した写真には、広角で撮影したものがある。

関 係 人 の 陳 述 等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■広島県東部建設事務所三原支所 用地課担当者	①本件土地の東側道路部分は共有者らの亡父（C）から購入し、代金も支払っています。 ②道路用地購入の際に、本件土地から分筆されて亡Dに売却された508-47の土地が、西側水路を取り込む形で分筆譲渡されていた可能性が出てきたため、亡Cと亡Dが508-47の土地の不足する地積分を北側に間口を延ばす形で調整することで合意し、これを基に亡Cから道路用地を購入しているものと思われます。このため、法務局に備え置かれた508-47の土地の地積測量図は現況と異なっています。 亡Cから購入した地積が公簿面積より4.57㎡足りませんが、これは測量上の誤差と考えています。 本件土地購入者には、現況に沿った形で分筆登記に協力していただきたいと思います。
■B（共有者）	本件建物は賃貸に出していましたが、現在は空家です。 本件建物南横の土地は、4区画の駐車場として賃貸しています。1台月額5000円で3区画が稼働しています。 隣地所有者が北側に間口を延ばす形で本件土地を取り込んでいます。 道路買収の対象となった土地の範囲には異議があり、建設事務所の話には納得できません。

執 行 官 の 意 見

本件土地駐車場部分及び本件建物には、共有者Bの陳述に沿った占有が認められた。

本報告書に添付した土地建物位置関係図は、広島県東部建設事務所三原支所から交付を受けた用地平面図と現況を照合して作成したいちおうの図面である。共有者Bは508-47の土地との現況の境界に異を唱えている。

写真に記した境界は、本報告の参考のためにイメージを表記したものである。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 1月 7日 11:15-11:30	広島法務局尾道支局	公図, 地積測量図, 建物図面, 登記事項要約書交付申請
7年 1月 7日 12:15-12:25	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影
7年 1月31日		期日通知書兼賃貸借等照会書送付
7年 2月 7日 10:30-11:00	広島県東部建設事務所 三原支所	用地平面図等交付申請 (援助申請)
7年 2月12日 9:40-10:40	物件所在地	物件確認, 占有調査, 写真撮影 Bから占有状況等聴取

(特記事項)

☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

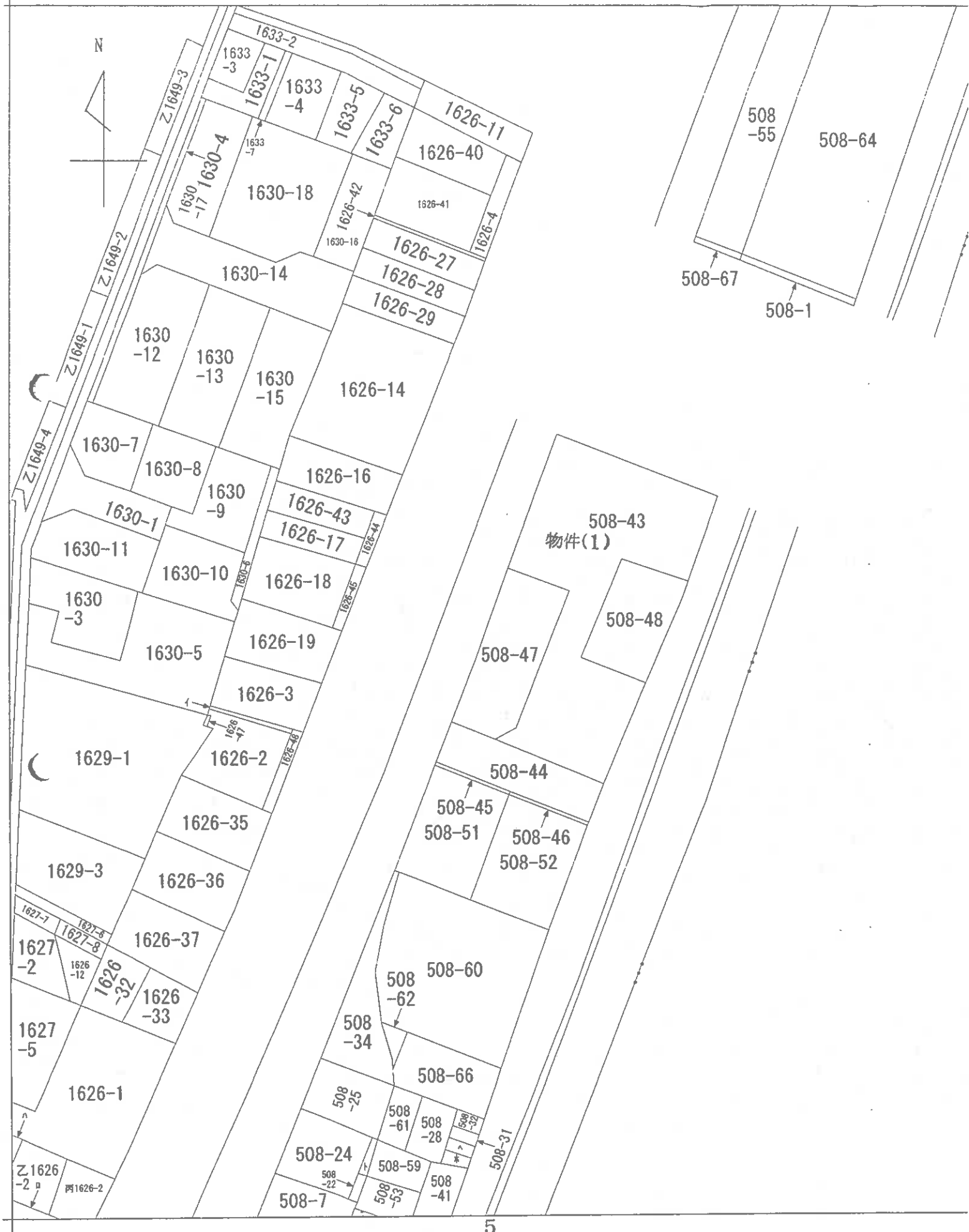
☐ 平成 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 証人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

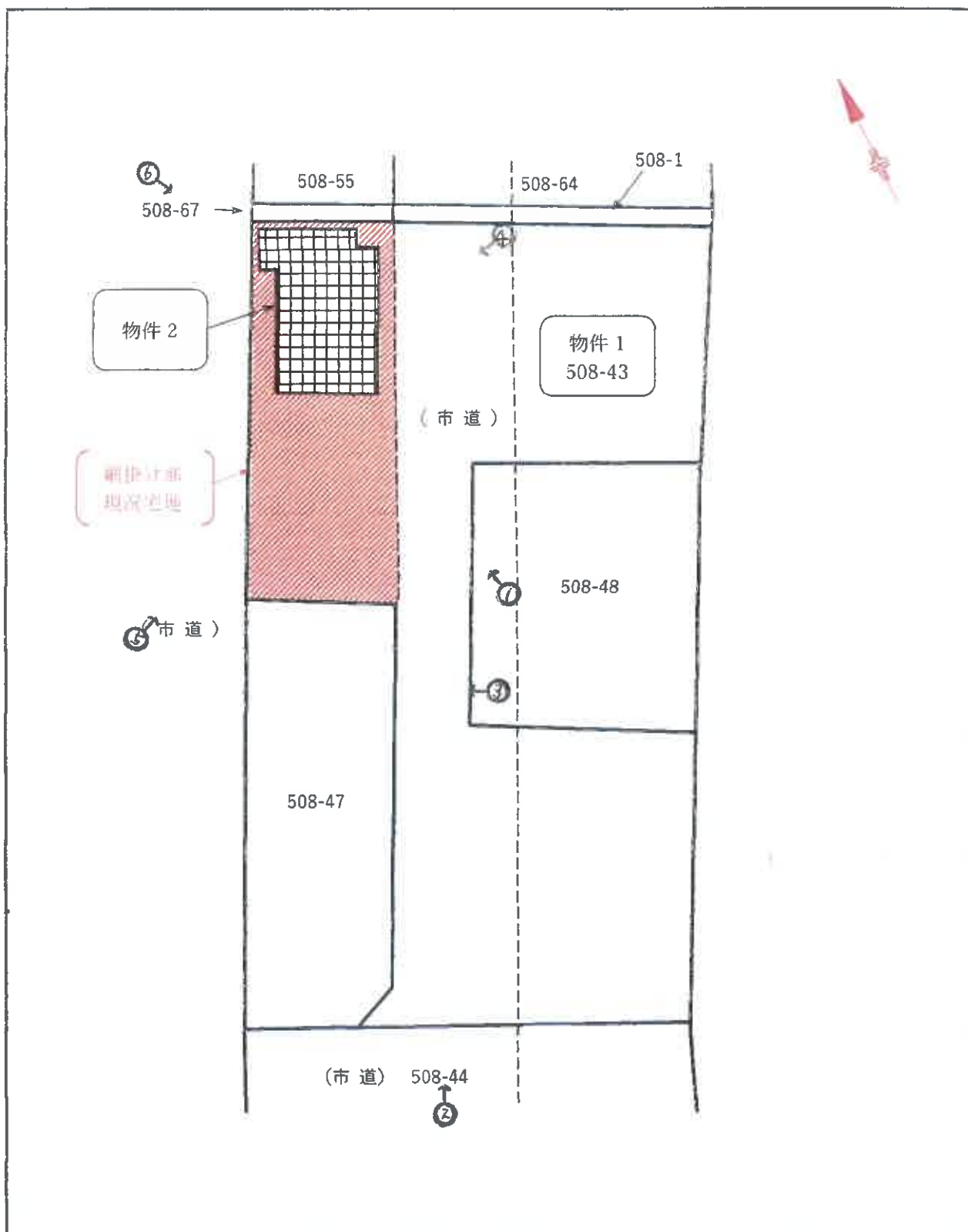
☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所記載のとおり

地図に準ずる図面

イ 1626-49 ハ 1627-4 ホ 508-29 ト 508-23
 □ 1626-34 ニ 508-21 ヘ 508-30

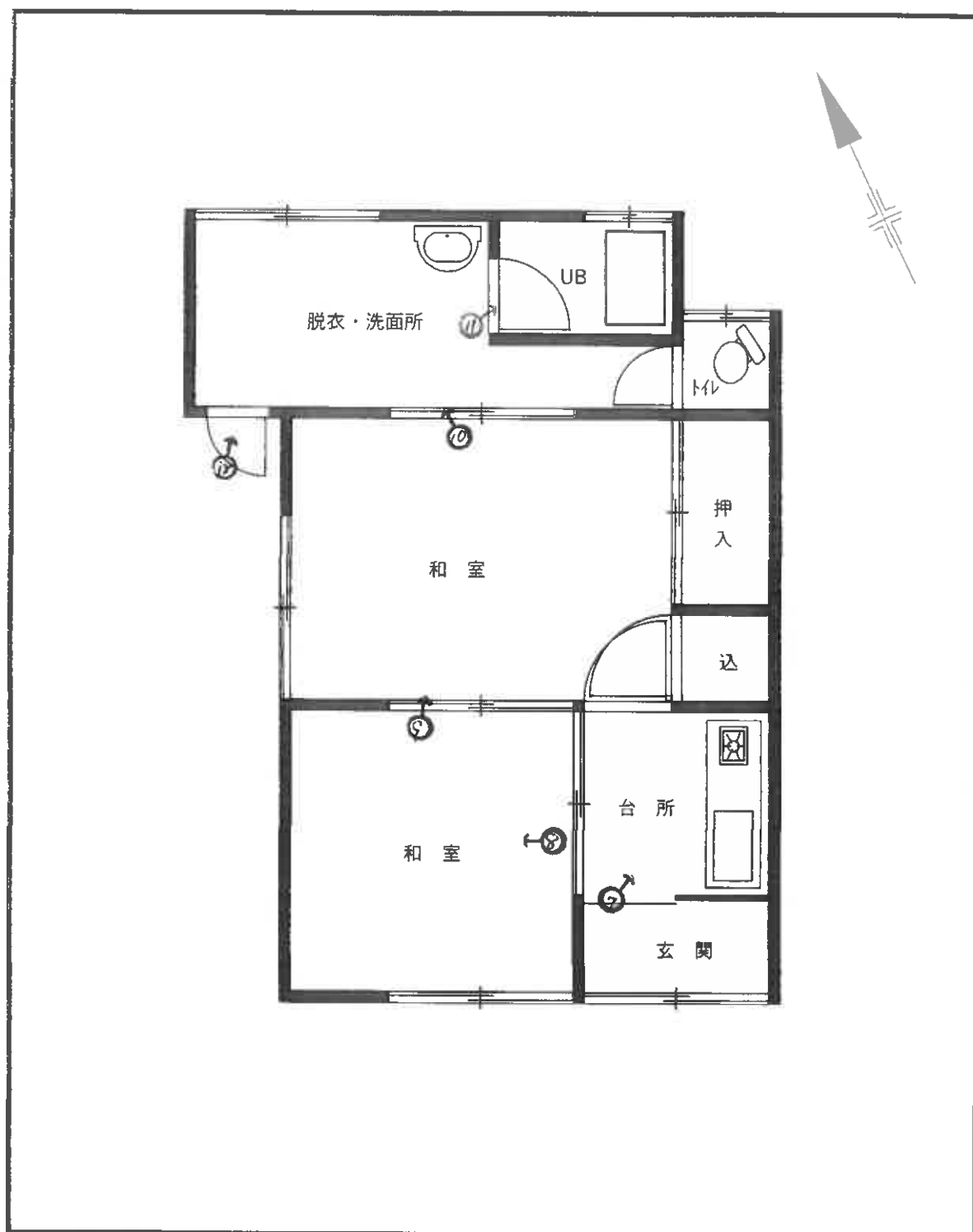




土地建物位置関係図

S = 1 / Free

公図及び建物図面等より作成



概略建物間取図

S=1/free

写真1



境界はイメージである

写真2



境界はイメージである

写真3



境界はイメージである

写真 4



写真 5

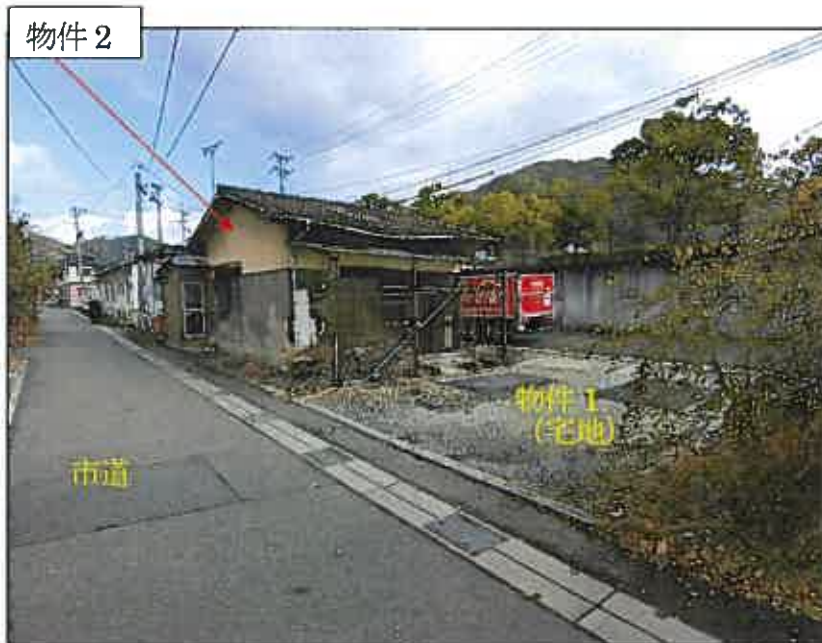


写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10



写真 11



写真 12



令和 6 年(ケ) 第 45 号
令和 7 年 2 月 12 日 現地調査
令和 7 年 3 月 18 日 評 価

広島地方裁判所 福山支部 御中

評 価 書

(物 件 1 ・ 2)

評価人 不動産鑑定士

吉 田 力 印

第1 評価額

一括価格	
金 4,419,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 2,164,000円
物件2(建物)	金 2,255,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	三原市館町二丁目 508番43 宅地 558.75m ²	特記事項に 記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	三原市館町二丁目508番地43 508番43 居宅 木造スレートぶき平家建 39.79m ²	同左
番号	特記事項		
1	登記記載事項と以下の異同がある。 地目：宅地、公衆用道路 地積：宅地部分：128.60m ² 公衆用道路部分：430.15m ² （公道） ※各地目に係る地積については、全部事項証明書(土地)、固定資産公課 証明書及び土地売買契約書等に基づき査定した。		
1	公衆用道路部分に係る売却の経緯、境界・地積等に係る意見の相違 並びに宅地部分の利用状況等につき、『現況調査報告書』参照。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「三原」駅の北東方・直線距離約 400m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	低層一般住宅が建ち並ぶ幹線背後の住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 宅地造成等工事規制区域 周知の埋蔵文化財包蔵地（三原城跡）に該当
画 地 条 件	規模 128.60 m ² (宅地部分)	間口 約 17.8 m 奥行 約 7.2 m 形状 長方形 接面状況 二方路 その他 特になし
接面道路の状況	南東側 約 6.0 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※ 建築基準法42条1項1号道路 北西側 約 3.6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高 ※ 三原市建築指導課において建築基準法上の道路に該当せず同法43条2項 の許可基準を満たす道路との説明を受けた。 なお、買受希望者自身による確認が必要である。	
土地の利用状況等	現状は物件2の建物が存する。 隣地は戸建住宅、集会所等。 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用 水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給 されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含ま れない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地 集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種 集落排水は含むものとする。

特 記 事 項	・目的物件特記事項記載のとおり、本件土地は宅地部分と公衆用道路部分からなるが、宅地部分のみを評価対象とする。公衆用道路部分の現況は、三原市道（幅員約6m）及び広島県道（幅員約18m）の一部となっている。 ・上水・下水の引込については、施工時期が古く老朽化の可能性が指摘される。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：昭和 43 年月日不詳 新築 昭和 57 年月日不詳 増築 経過年数：約 57 年 経済的残存耐用年数：約 2 年
仕 様	構 造： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第 3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： カラー鋼板、モルタル吹付等 内 壁： 聚楽壁、化粧合板等 天 井： 竿縁天井、化粧合板等 床： 畳、フローリング等 設 備： 電気、給排水等 その他： 特になし
床 面 積 (現 況)	第 3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「概略建物間取図」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 三原市建築指導課において本件建物にかかる建築確認等の台帳登録は無い旨の説明を受けた。 ・ 脱衣・洗面所天井の雨漏り、ガラス扉に破損が見られた。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	61,200	0.97	128.60	0.90	1	6,871,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、南東側で幅員約6m舗装市道に略等高接面する地積約150㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（三原-10）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
61,200	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	61,200

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

二方路	1.02
奥行短小	0.95
相乗積	0.97

ウ 地 積：前記資料に基づき査定した現況数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	180,000	39.79	0.02	1	143,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価
57 年	2 年	59 年	0 %	50 %

現価率 = 〔残価率 + (1 - 残価率) × (経済的残存耐用年数 ÷ 経済的全耐用年数)〕
× (100% - 観察減価) = 0.02

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	6,871,000	0.50 法定地上権	3,436,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	6,871,000	- 3,436,000		0.90	0.70	2,164,000
2	143,000	+ 3,436,000	1.00	0.90	0.70	2,255,000
一括価格 (合計)						4,419,000

ウ 占有減価修正： 必要なし。

エ 市場性修正： この種不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を充分考慮したが、土地の一部（本件評価外）に係る売買契約の経緯等を踏まえた権利関係の整除に一定の負担を要する等の理由により、なお、市場性が劣ると判断されるので所要の修正を行った。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（三原－10）

所 在 : 三原市中之町1丁目3958番3 「中之町1-5-29」
価 格 : 61,200円/㎡
位 置 : JR山陽本線「三原」駅 北東方 道路距離 約 1.3km に位置する。
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 185㎡
供給処理施設 : 水道・ガス・下水
接 面 街 路 : 北東側 4.5m 市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域 第1種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）
地 域 の 概 要 : 一般住宅、共同住宅等が混在する住宅地域

2 固定資産税評価額（令和6年度）

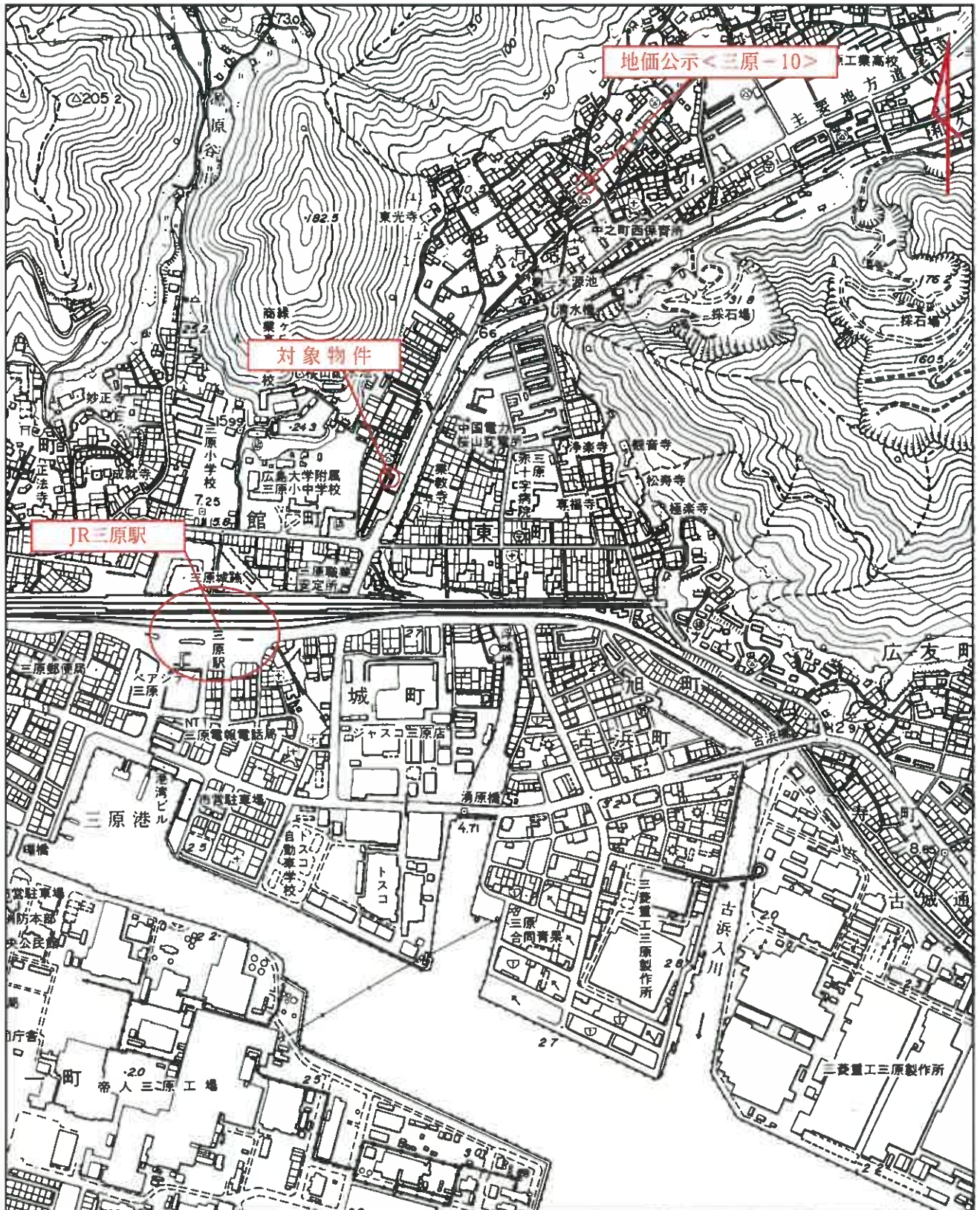
物件1	4,191,331 円	（1㎡当たり 32,592 円）、	課税地積	128.60 ㎡
物件1	0 円	（1㎡当たり 0 円）、	課税地積	430.15 ㎡
物件2	209,087 円	（1㎡当たり 6,824 円）、	課税床面積	30.64 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（三原市「白図」縮尺 1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付） ※A3版→A4版へ縮小
- 5 概略建物間取図
- 6 土地建物位置関係図

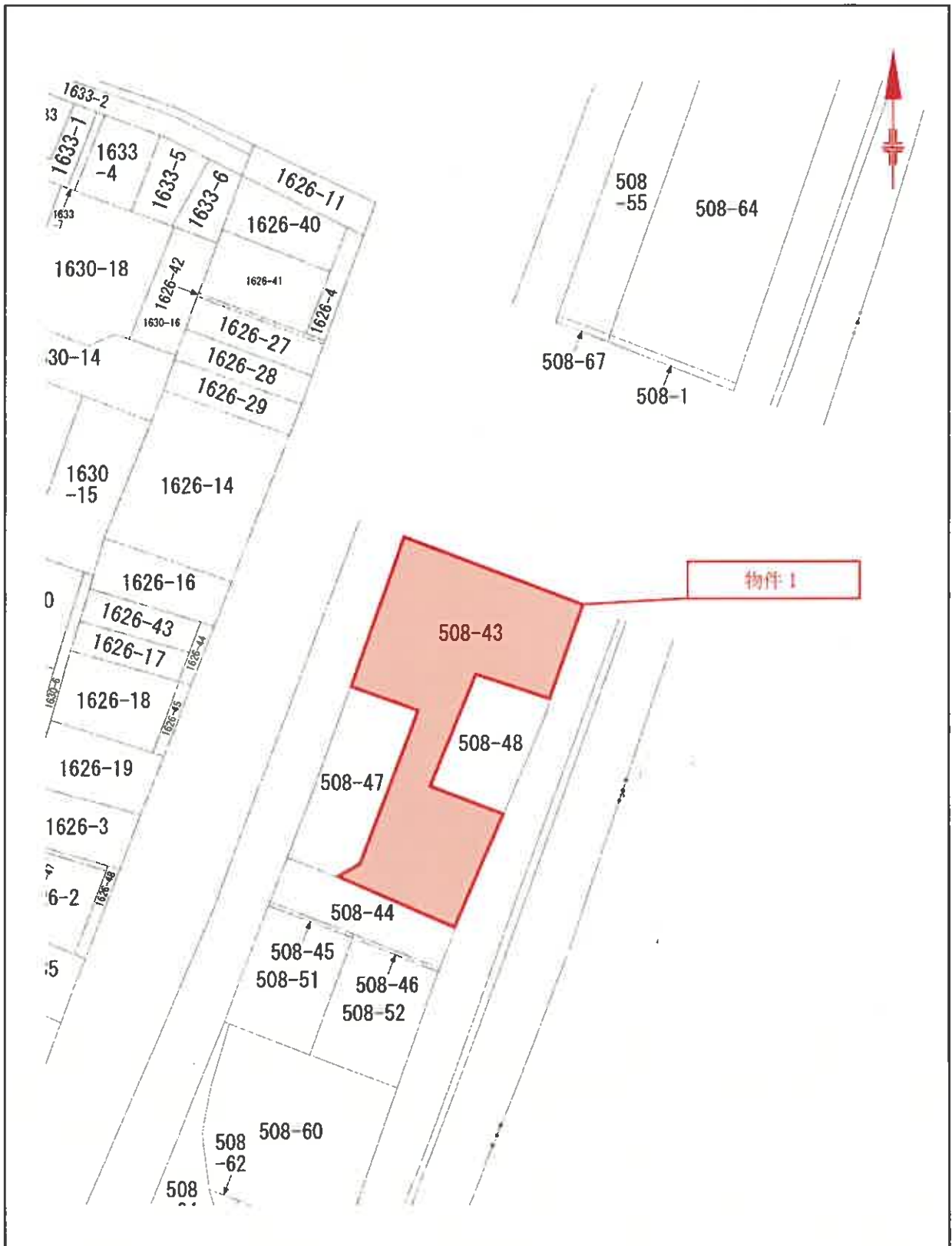
以 上



位置図

1/10,000

三原市白図



公 図 写

1/500

法第 14 条第 1 項

登記年月日：昭和44年10月23日

0518020

地番 508-48

土地の所在 三原市錦町二丁目

③ 508-43
② 508-43-48
① 新

508-43

508-43-48

508-43

508-43-48

地積測量図

昭和四四年〇月〇日		作製年月日	
昭 和 四 四 年 〇 月 〇 日		作 製 年 月 日	
申請人		著	
[Redacted]		[Redacted]	

N

水路

508-47

508-48

(イ)

(口)

官有地

求積

(口) $16.99m \times 8.10m \div 2 = 68.8095m^2$

$16.99m \times 8.27m \div 2 = 70.25365m^2$

合計 $139.06315m^2$

(イ) $69.782m^2 - (口) = 55.875685m^2$

地積

(口) $139.08m^2$

(イ) $55.875m^2$

縮尺	1:500
----	-------

(広島土地家屋調査士会 用紙)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(広島地務局尾道支局発給)

令和6年10月10日 東京法務局

登記年月日 平成10年9月13日

0519029

各階平面図

H19.9.13

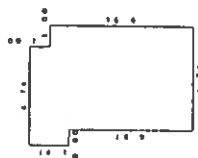
平成10年9月13日登記

建物図面
各階平面図

家屋番号
508-43

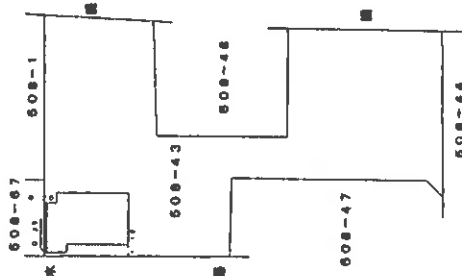
建物の所在

三原市鶴町二丁目 508-43



求積表

4.24 x	1.97 =	9.376
1.00 x	0.97 =	0.9700
4.94 x	6.97 =	29.4916
合計		39.7996
底面積		39.79㎡



作成者

土地家屋調査士

〒777-0000 三原市鶴町二丁目

縮尺

1

250

申請人

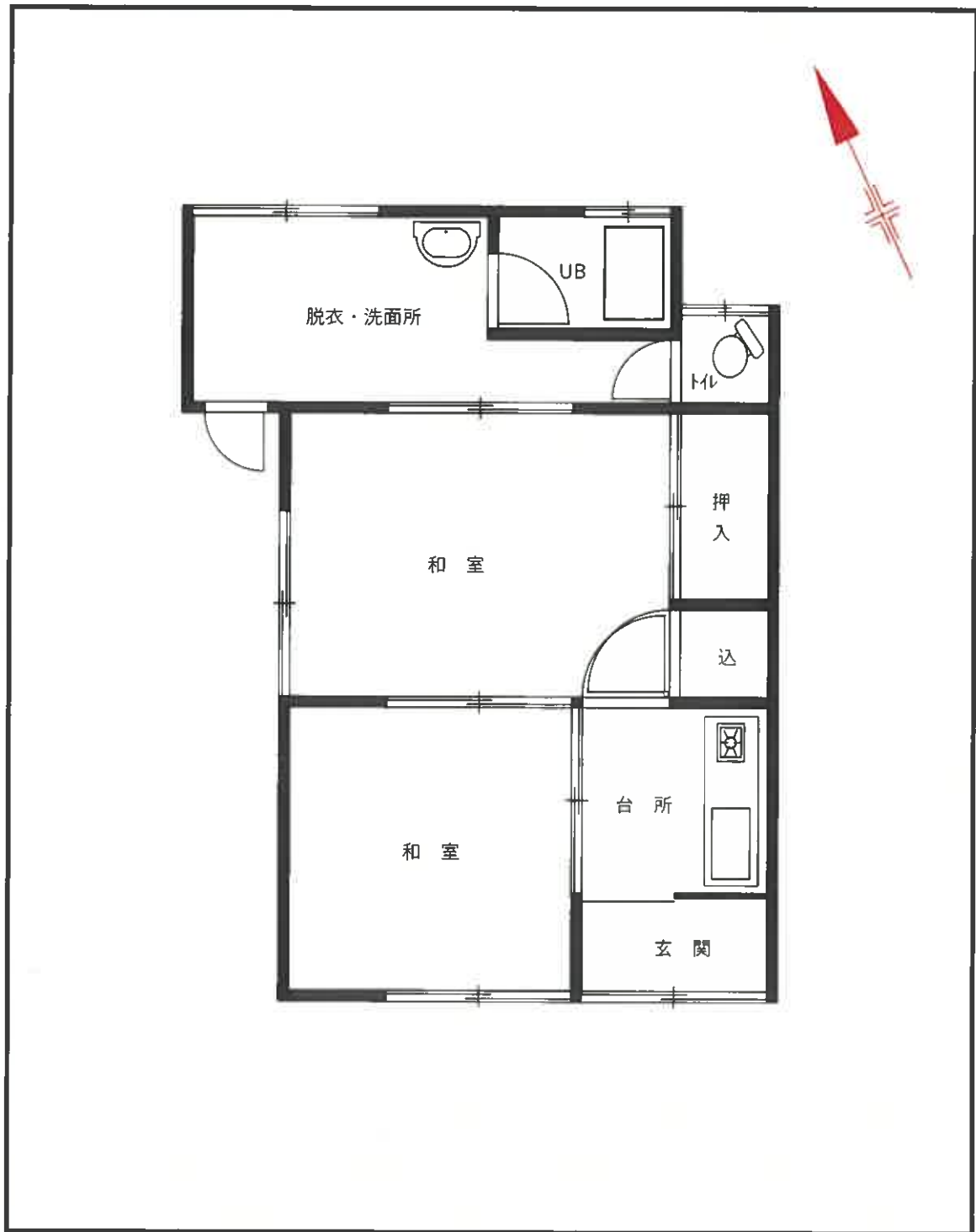
[Redacted]

縮尺

1

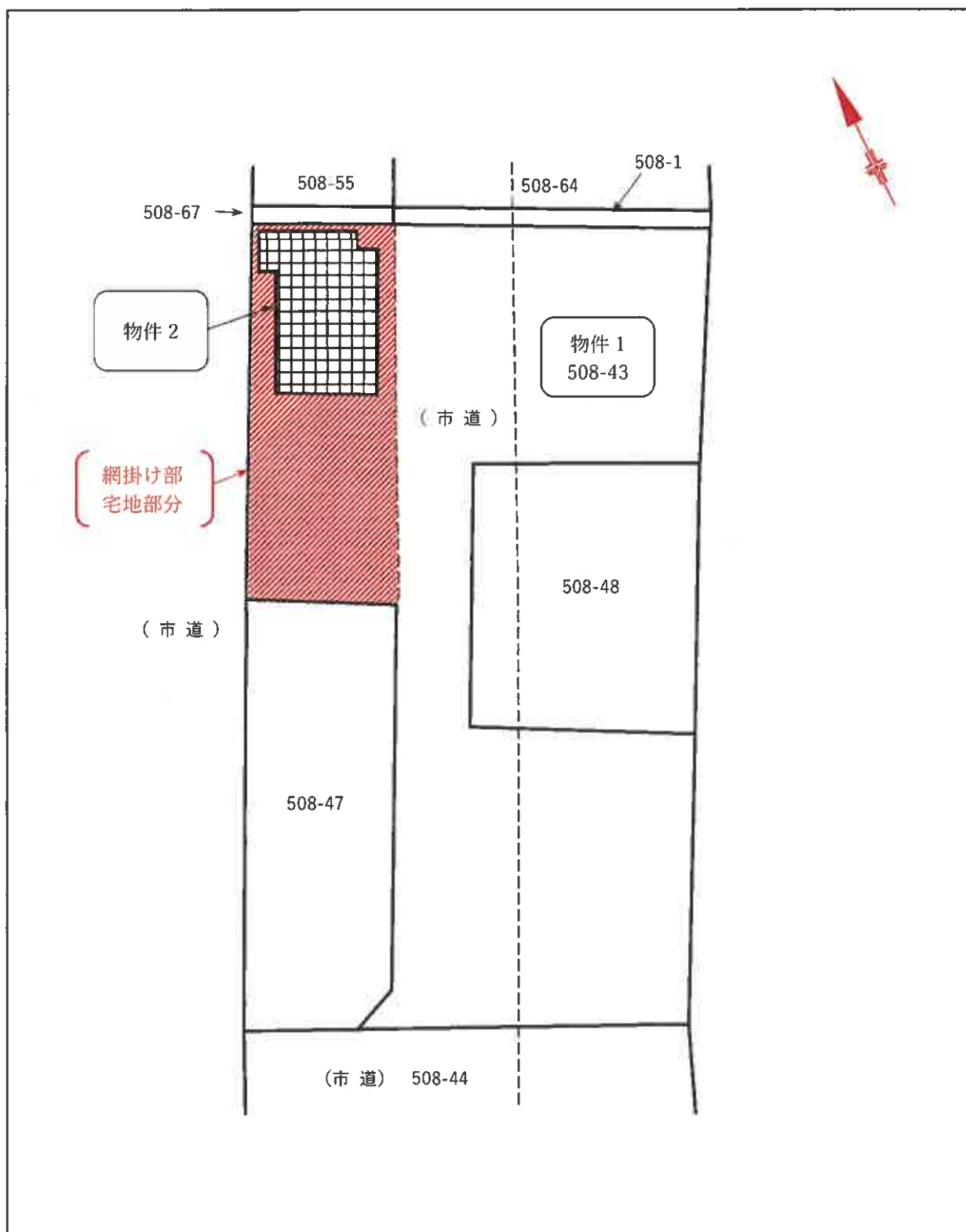
500

(広島県土地家屋調査士会用紙)



概略建物間取図

S=1/free



土地建物位置関係図

S = 1 / Free

公図及び建物図面等より作成